

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 25 年 12 月 5 日付け平成 25 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計
定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199
条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 26 年 5 月 20 日

長崎県病院企業団監査委員	葺	本	昭	晴
同	今	村	嘉	昭

長崎県病院企業団

監査委員 葦 本 昭 晴 様

監査委員 今 村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年12月5日付け平成25年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

（1）意見

① 病院経営について

企業団が病院経営を担っている島原、五島及び対馬地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想され、また、特に離島の医師や看護師等の確保が困難であることなど、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、国民医療費の抑制や医療提供体制の適正化政策を進めることとしており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当病院企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定等もあり、3カ年度連続して黒字化を達成し、経営面では着実に改善が図られている。

しかしながら、今後も継続的で安定的な医療の確保を図るためには、こうした医療環境の変化に的確に対応するとともに、病病・病診連携強化や電子化の推進等により、より効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、地域住民に医療環境の変化等を周知し、病院への関心や理解を深める取り組みも行政と一体となって進めていく必要があると思われる。

② 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 106,148 千円で、前年度末に比し 26,345 千円減少（対前年度比 19.9%減）している。

当企業団の未収金は 2 力年度連続して減少しており、各病院において、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められ、未収金回収の取り組み強化が図られている。

しかしながら、依然として多額の未収金を抱えており、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収に力点を置き、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組み強化を図る必要があると思われる。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成 25 年 4 月にさらなる使用促進のためのロードマップを示し、後発医薬品の数量シェアを平成 30 年 3 月末までに 60%以上にするという新たな目標を設定している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」を踏まえた「中期財政計画（平成 25 年 8 月閣議決定）」において、後発医薬品の使用促進について、具体的な効率化の進捗がみられるよう取り組む方針が示されている。

当企業団の後発医薬品の採用品目割合は着実に高くなってきているが、病院間での取り組みにバラツキが見られることから、こうした国の方針を踏まえ、各病院で「使用促進計画」を作成するなど、一層の取り組み強化が必要である。

④ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、平成 21 年度以降医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例が見受けられる。特に離島においては、地域性が顕著であることから、地域内で共通する物品等の契約事務の共同処理を検討するなど、病院再編の進捗等も踏まえた基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要があると思われる。

なお、正確な契約事務がなされるよう、マニュアルの作成等による具体的な処理方法の周知徹底を図ること。

(2) 講じた措置

① 病院経営について

企業団設立以降、経営面では着実な改善が図られてきたところですが、企業団が病院運営を担う離島・へき地については、著しい人口減少や急速な少子・高齢化が進行しており、また、特に離島においては医師、看護師等の医療従事者不足など依然として厳しい環境に置かれています。

現在、国は社会保障制度改革において、新たな財政支援制度（基金）の創設と医療・介護の連携強化、地域医療構想（ビジョン）の策定、地域包括ケアシステムの構築など、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るための取組みを順次進めることとしております。

こうした国の動き等も注視しながら、さらなる病病・病診連携強化や介護との連携など、適切な対応を図るとともに、そこで働く医療従事者にとっても魅力ある病院となるよう、電子化の推進や院内保育所の整備等、働きやすい環境づくりを進めてまいります。

また、「ふくよかな会話ができるようになろうキャンペーン」の実施を通して、地域住民の病院への満足度や納得度を高める取組みも積極的に行ってまいります。

② 未収金対策について

未収金の縮減については、引き続き新規発生防止に努め、早期回収等に取り組んでまいります。

そのうえで、連帯保証人への督促や「支払督促制度」等の法的手続きについては、最終的な手段として検討してまいります。

なお、各病院の取組みは別紙のとおりです。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでまいりましたが、平成 25 年 6 月の企業団経営会議においてもこれを議題として、改めて使用促進を促しました。

また、国から「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が示されたことを受けて、各病院において「後発医薬品の使用促進計画」を作成し、目標を定めた計画的な使用促進に取り組むこととしております。

なお、各病院の取組みは別紙のとおりです。

④ 契約事務について

平成 21 年度から実施している医薬品等の共同事業については、副院長会議等にお

いて、新たな項目の追加や効果的手法について検討を進めており、また、離島においては、基幹病院による契約事務の共同処理に取り組んでおります。

今後は、地域内での医療機器の共同購入等も進め、さらなる経費縮減に取り組んでまいります。

なお、契約事務を含む財務事務全般について、引き続き、財務事務担当国会議や事務長会議などの機会を通して、具体的な処理方法の周知徹底を図るとともに、より経済性を発揮すべく努めてまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時：医事係による高額療養費限度額申請手続きの説明 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底 ②退院当日、「退院手続連絡票」により、精算事務の完了を医事係と病棟双方で確認 ③退院当日、支払いができない方については未収金担当者による面談と誓約書徴取を徹底 ○時間外受診（外来）：「時間外預金制度」の継続実施
○回収対策	○現年度未収金：未納者に対し、随時、電話連絡を実施。 電話連絡がつかない未納者に対しては、文書により支払いを依頼。 ○過年度未収金：催告書の送付。電話による支払の依頼。 ○時間外受診者（預り金）：時間外受診後、再診のない患者については、電話連絡し、精算を依頼。
○連帯保証人への督促状況	○本人、支払義務者と連絡がつかない場合や当院からの督促に対して納入がない場合は連帯保証人へ電話や文書通知を行うこととしている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払能力がありながら支払に応じない等悪質な場合は今後の検討課題とする。
③ 後発医薬品の使用促進について	○外来患者へのアンケート調査を実施し、一部の後発医薬品について採用可能性の検討を進めることとしており、可能なものから順次導入を進めていく。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の対策強化。（無保険者や過去の未納者に対する相談体制の強化。高額療養費限度額申請手続きの促進など。） ○退院時精算のための対策強化。（退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。） ○外来については、時間外預り金制度の継続。 ○土曜日に会計窓口を開設。（土日退院予定患者に対応）
○回収対策	○文書による督促の徹底。 ○昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。 ○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 ○債権回収嘱託職員の配置（H24年度から） ○土曜日に会計窓口を開設。（9時30分～13時30分） 土曜日退院者の精算のため。
○連帯保証人への督促状況	○本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話で督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力があり、かつ、悪質な場合があれば検討したい。法的手続きの前段として、内容証明郵便での督促を実施している。
③ 後発医薬品の使用促進について	後発医薬品使用促進に係る目標を採用率前年比3%増と設定し、隔月開催の薬事委員会において使用金額・使用数量の多い医薬品、単価の高い医薬品を優先的に審査し、採用促進に努めている。 なお、内用薬・外用薬については、どの後発メーカーに切り替えるかについて、年2回開催の後発医薬品推奨品目検討委員会において島原薬剤師会と協議を行っている。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○退院時料金精算確認済みカードの配布 ○現物給付制度の説明及び利用促進 ○退院時分納制度申請相談 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施
○回収対策	○督促書・催促書の発行 ○納入通知書の送付 ○電話連絡・自宅訪問 ○来院時面談
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○今後の検討課題
③ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事としており、平成25年度は点滴、注射についても順次採用している。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人を取っている。 ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認
○回収対策	○督促状、催告書の発行 ○地域内では訪問して回収するようにしている。 ○誓約書を作成する。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人への請求はしたことはないが、今後は、連帯保証人に対し協力依頼を行っていきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○将来的には必要と考えており、検討していきたい。
③ 後発医薬品の使用促進について	○五島中央病院が使用している分について導入する。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人を取っている。（退院日には精算してもらうように金額を提示する） ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認 ○窓口の隣にある薬局と連携をとり、支払済であるか確認をする。
○回収対策	○督促状、催告書の発行 ○地域内では訪問して回収するようにしている。 ○誓約書を作成する。 ○本人、家族との話し合いを持つ。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。（話し合いも十分にしていく）
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○島特有の顔見知りが多いということで、法的手続きの検討は行っていない。
③ 後発医薬品の使用促進について	全品目の約10%未満の状況である。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外預り金制度の活用（S56.4.1～） ・一般患者3,000円、交通事故・労災患者10,000円 ○電子カルテ上に未収金額と未収金ありを表示し、医事係への連絡を行っている。
○回収対策	○未収金発生後は、電話による督促。 ○文書による督促を2ヶ月に1回、訪問徴収を年2回（盆、正月前）実施。
○連帯保証人への督促状況	○平成24年度実績 2件
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○一部負担金60万円以上は保険者請求。簡易訴訟検討中。
③ 後発医薬品の使用促進について	○DPCへの参加に向け、H28年度までに採用品目割合30%を目標とする。このため年間6%の採用品目数の増加を目指す（H24実績 10.5%）。 ○①安定供給②品質に関する信頼性の確保③情報提供の方策④使用促進に係る環境整備⑤医療保険制度上の事項 についての国の取り組み等を注視して使用促進に努める。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未納が発生した場合は、当事者と相談し納付可能な範囲において「延納・分納申請書」を記入させ、必ず納付するよう約束させる。
○回収対策	○「延納・分納申請書」を基本として納付させ、納付できない状況となった場合、再度当事者と相談し、少額でも納付可能額を設定し納付させる。それでも納付しない場合は戸別訪問により徴収する。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人への督促まで至っていない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○法的手続きを検討する状況には至っていない。
④ 後発医薬品の使用促進について	○当医療センターは、平成23年4月から上五島病院附属診療所となり、使用する薬品は上五島病院と合わせている。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬いづはら病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルを平成23年6月1日に策定し、防止対策を実施。
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに訪問徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
③ 後発医薬品の使用促進について	○平成25年12月末現在の採用医薬品数1,322品目中、後発医薬品の採用数は76品目（採用率5.7%）であり、さらなる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県中対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○平成12年度から預り金制度を導入している。（時間外、土・日・祝祭日） ・金額：保険証あり 5,000円、保険証なし 10,000円 ○平成22年5月より、クレジットカード決済を導入している。
○回収対策	○2人体制で、月に25件程度、訪問回収をしている。 訪問件数 平成23年度 192件、平成24年度 233件 平成25年度（2月末）278件 ・分納相談や戸別訪問を行っている。
○連帯保証人への督促状況	○平成23年度に9件、平成24年度に12件、平成25年度は請求なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○電話や訪問による回収に努めている。
③ 後発医薬品の使用促進について	○利用率の目標を定めるなど利用促進に向けて協議している。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入（主に韓国からの旅行者が利用している。） ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。
○回収対策	○電話及び文書での督促・催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2ヵ月をめぐりに訪問をおこなうことにしている。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
○連帯保証人への督促状況	○平成23年度は9件督促をおこなった。平成24年度は連帯保証人への督促を必要とする事例がなく、平成25年度についても現在のところ必要とする事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金の件数は少なくまた小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○利用率を上げるため、「医薬ミーティング」でも議題として取り上げるようにしている。また、今後は採用率の目標値を設定して使用促進を図っていきたい。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、新規発生抑制のための対策を講じた成果が上がっている。 一方、過年度分の回収は全体として困難を極めているが、引き続き回収に努めるとともに、回収不能なものについては、所定の手続きを踏み、処分を検討すること。 なお、調整額が多額になっているが、未収金の正確な把握、消し込みに一段の正確さを期すこと。	1. 未収金について 新規発生抑制対策については、医事係・病棟スタッフ・未収金担当など、病院全体で連携し、継続して取り組みます。 過年度未収金のうち回収不能なものについては、企業長へ協議のうえ不納欠損処分を行っています。債務者が所在不明な場合、無資力の場合などについては明確な基準がないため、他病院の事例等を参考に基準を明確化したうえで、適正な処分を検討します。 未収金の把握・消し込み等については、各担当が未収データ照合作業を行うとともに、毎月出納担当が未収金管理表により消込先に誤りがないか確認するよう改めるなど、正確な事務処理に努めています。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、平成24年度から未収金対策要員を配置するなど、回収に努めた成果は確実に上がっている。 未収金の管理回収は、適切に実施されており、既に確立されている発生防止対策、回収対策、整理簿の記入要領等に基づき継続的な実施に努めること。	1. 未収金について 未収金対策に基づき、引き続き、未収金の発生防止、早期回収に努めます。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比でほぼ同額となっており、分納による回収や、不納欠損処理により、成果が上がっている一方、新規の発生がそれを上回り全体として減少していない。 未収金の管理や不納欠損処理は適正に行われているが、新規の発生を抑制するための方策を再度検討するなど、過年度未収金全体の縮減に努めること。	1. 未収金について 今後とも、引き続き未収金整理簿等の適切な管理を行っていきます。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などを行い、早期回収に努めます。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で大幅増となっているが、これは国保の査定減の事務処理漏れによるもので、実質、昨年度末とほぼ同額である。 未収金の回収には努力されている。引き続き、新規発生の抑制に努めること。 また、医事事務と財務事務との連携を密にし、事務処理に齟齬をきたさぬよう努めること。 2. 固定資産台帳等の整備について 平成23、24年度分の固定資産台帳等が未整備であり、早急に台帳整備を行うこと。それに伴い決算書と貸借対照表との数値の相違や、減価償却の数値の根拠が不明確なままとなっており、台帳整備後、数値の修正が必要であれば、適正に処理すること。	1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新たな発生の防止に努力します。 医事と財務との連携を密にして事務処理に努めます。 2. 固定資産台帳等の整備について 台帳整備及び数値の精査を行うとともに、適正な処理に努めます。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金には、不納欠損処理等もあり前年度比で減少しているが、未収金管理の面で、未収金整理簿の記載内容に統一性が図られていない。 新規の発生を抑制するとともに、未収金整理簿等の統一的な管理を図り、未収金の管理、回収に努めること。 2. 企業債台帳について 企業債台帳について、平成18年度以降の整理、作成がされていない。 適正に台帳整備を行うこと。	1. 未収金について 未収金整理簿の作成におきましては、記載内容を正確に整理し、適切に管理を行うように致します。 また、新規発生分におきましても、記載内容を統一し、継続して回収強化に取り組みます。 2. 企業債台帳について 企業債台帳につきましては、直ちに整理を行い、今後不備がないよう適正に台帳整備を行います。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で大幅に減少しており、分割納入等回収には大変努力されている。また、新たな発生防止にも努力されており、今後とも継続して取り組むこと。	1. 未収金について 今後とも、回収への取り組み、新規発生の防止に努力いたします。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

医療機関名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、新規発生分も無く、未収金の管理回収は適正に処理されている。 新規発生抑制に引き続き努力すること。	1. 未収金について 今後も引き続き、適正な未収金の管理・回収及び新規発生抑制に努めます。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬いづはら病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、平成22年度から過年度未収金の解消のための体制強化を図り、解消方針を決定し具体的に措置された。 更に、新規発生を抑制するために、料金窓口との連携強化に努めている。 未収金の管理、回収は適正かつ順調に処理されており、新規発生も確実に減少しているので、今後とも継続して努力すること。	1. 未収金について 継続的に努力いたします。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県中対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、特に新規の発生が大幅に減少しているが、職員間の意識が徹底した結果だと思われる。 未収金の管理には努力されているが、特に新規発生の抑制には継続して努力すること。 2. 契約関係について 業務内容が同じ委託契約で、同じ事業者と複数の随意契約を締結していた。適正に処理するとともに、随意契約にあっては、合理的な理由があるか今一度検証すること。	1. 未収金について 今後も引き続き、適正な未収金の管理・回収及び未収金の新規発生の抑制に努めます。月に25件程度、2名体制で訪問徴収を行っていますが、生活困窮者等、回収が困難な様相を呈しています。未収金の新規発生については、未収金管理マニュアルどおり、電話催告→文書催告→訪問徴収というサイクルで継続した回収に努めているところです。また、法的手続きや連帯保証人への請求など、取り組みの強化も行っています。 2. 契約関係について 今後、適正に処理いたします。 なお、平成26年度末で、新病院に移転するため、当該契約はしないこととしました。

(別紙様式)

平成25年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、3年連続して新規発生がない。 未収金の管理、回収は着実に実行されている。引き続き、新規発生の抑制に努力すること。	1. 未収金について 引き続き適正に処理し、回収についても努力します。